# 川越市特別小口無担保無保証人融資要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本市（以下「市」という。）において事業を営む小規模企業者に対し、経営の安定及び向上に必要な資金の融資を無担保無保証人で行うことにより、企業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　小規模企業者　中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第３項各号に規定する者をいう。

⑵　融資取扱金融機関　埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）と債務保証契約を締結した金融機関であって、別表に定めるものをいう。

⑶　融資依頼　小規模企業者からの融資申込に対して、市が行う融資取扱金融機関への依頼をいう。

（融資条件）

第３条　融資条件は、次に掲げるとおりとする。

⑴　資金使途　運転資金及び設備資金

⑵　融資限度額　総額２，０００万円

⑶　融資期間

ア　運転資金　融資を受けた日から１０年以内

イ　設備資金　融資を受けた日から１２年以内（ただし、運転資金と併用する場合は、１０年以内とする。）

⑷　据置期間　融資を受けた日から６月以内

⑸　返済方法　分割返済。ただし、繰上返済を妨げない。

⑹　担保　不要

⑺　保証人　不要

⑻　貸付利率　年２．２パーセント

⑼　信用保証　保証協会による保証

（融資依頼対象者）

第４条　融資を受けようとする者は、次に掲げる資格を備えていなければならないものとする。

⑴　小規模企業者であること。

⑵　融資申込みの日以前、個人にあっては住所及び事業所を、法人にあっては事業所を１年以上引き続き市内に有し、中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条に規定する同一の業種の事業（保証協会が保証の対象としない業種の事業を除く。）を１年以上継続して営んでいること。

⑶　市税の納税義務者であって、納期限が到来した当該市税に未納がないこと。

⑷　融資申込みの日以前１年間において、市民税の所得割（障害者控除額、老年者控除額又は寡婦（寡夫）控除額の控除を受けたことにより、所得割の税額がない場合は均等割、法人である場合は法人税割）の納期限（当該納期限に係る税額について徴収を猶予し、又は納期限を延長している場合はこれらに係る期限）が到来した税額がある者であって、かつ、当該税額を完納していること。

⑸　融資申込時において、この制度による保証を除く保証協会の保証付き借入れをしていないこと。

⑹　許認可等を必要とする事業を行っている者にあっては、当該許認可等を受けていること。

⑺　保証協会の代位弁済を受けた者にあっては、その債務者及び保証人は、その代位弁済による債務を完済していること。

（申込手続）

第５条　融資を受けようとする者は、あらかじめ融資取扱金融機関で事前相談をした後、川越市特別小口無担保無保証人融資申込書・川越市特別小口無担保無保証人融資依頼書（様式第１号）に添付書類を添えて、市長に提出するものとする。

（必要書類の提出）

第６条　市長は、必要があると認めたときは、前条に規定する申込書

を提出した者（以下「申込者」という。）から必要な書類の提出を求めることができる。

（融資依頼の決定）

第７条　市長は、申込者について必要な審査を行い、融資依頼の適否を決定するものとする。また、必要がある場合は、関係機関と協議のうえ決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により融資依頼を決定したときは、速やかに川越市融資依頼決定書（様式第２号）により当該申込者に通知するものとし、同時に川越市特別小口無担保無保証人融資申込書・川越市特別小口無担保無保証人融資依頼書に必要な事項を記載し、融資取扱金融機関に送付するものとする。

（融資の審査等）

第８条　融資取扱金融機関は、前条第２項に規定する融資依頼書を受理したときは、速やかに融資の適否の審査を行うものとする。

２　融資取扱金融機関は、前項の審査により融資を行うことが適当と判断したときは、保証協会が定める申込書等を保証協会に提出し、信用保証の依頼を行うものとする。

３　保証協会は、保証の承諾をすることが適当と判断したときは、信用保証書を融資取扱金融機関に交付するものとする。

（融資の実行）

第９条　融資取扱金融機関は、借入手続を完了した者に対し、速やかに融資を行うものとする。

（融資実行報告書等の提出）

第１０条　融資取扱金融機関は、当月の融資実行分を翌月１０日までに川越市融資実行報告書（様式第３号）により市長に報告しなければならない。

２　融資取扱金融機関は、融資条件を変更したときは、速やかに川越市融資条件変更報告書（様式第４号）により市長に報告しなければならない。

（利子の補給）

第１１条　市長は、第１条の目的を達成するため、融資取扱金融機関に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとする。

２　前項の規定による利子補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年９月２５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年２月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年１月１２日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成３０年４月６日から施行する。

２　改正後の第４条第２号及び第８号の規定は、この要綱の施行の日以後に融資取扱金融機関が行った川越市特別小口無担保無保証人融資について適用し、同日前に融資取扱金融機関が行った川越市特別小口無担保無保証人融資については、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に融資取扱金融機関が行っている川越市特別小口無担保無保証人融資に係る預託については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

３　改正後の第３条第８号の規定は、この要綱の施行の日以後に改正後の第５条の規定による申込みをし、当該申込みに基づき融資取扱金融機関が行った川越市特別小口無担保無保証人融資について適用

し、同日前に改正前の第６条の規定による申込みをし、当該申込みに基づき融資取扱金融機関が行った川越市特別小口無担保無保証人融資については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和２年５月８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年２月１０日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第８号の規定は、この要綱の施行の日以後に第５条の規定による申込み（以下「申込み」という。）に係る川越市特別小口無担保無保証人融資について適用し、同日前の申込みに係る川越市特別小口無担保無保証人融資については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和７年４月７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１月１９日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第８号の規定は、この要綱の施行の日以後に第５条の規定による申込み（以下「申込み」という。）に係る川越市特別小口無担保無保証人融資について適用し、同日前の申込みに係る川越市特別小口無担保無保証人融資については、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

２　改正後の第３条第８号の規定は、この要綱の施行の日以後に第５条の規定による申込み（以下「申込み」という。）に係る川越市特別小口無担保無保証人融資について適用し、同日前の申込みに係る川越市特別小口無担保無保証人融資については、なお従前の例による。

別表（第２条関係）

| 金融機関名 | 支店名 |
|---|---|
| 埼玉りそな銀行 | 川越支店・本川越支店・川越南支店・霞ヶ関支店・上福岡支店・鶴ヶ島支店・狭山支店・新狭山支店 |
| 三菱 UFJ 銀行 | 川越支店 |
| 三井住友銀行 | 川越支店・上福岡支店 |
| 武蔵野銀行 | 川越支店・川越南支店・新河岸支店・霞ヶ関支店・大井支店・鶴ヶ島支店・所沢支店・新所沢支店・東所沢支店・狭山西支店・入曽支店・西上尾支店 |
| 足利銀行 | 川越支店 |
| 八十二長野銀行 | 川越支店 |
| 東和銀行 | 川越支店・霞ヶ関支店・大井町支店 |
| 群馬銀行 | 川越支店 |
| 埼玉縣信用金庫 | 川越支店・新河岸支店・川越南支店・川越西支店・霞ヶ関支店・上福岡支店・鶴ヶ島支店・鶴ヶ島北支店・ふじみ野支店・坂戸支店 |
| 飯能信用金庫 | 川越支店・川越石原町支店・南大塚支店・霞ヶ関支店・笠幡支店・鶴ヶ島支店・ふじみ野支店・三芳支店・さいたま支店 |
| 青梅信用金庫 | 川越支店 |